令和８年第１回安堵町議会定例会会議録

（２日目）

令和８年３月５日（木）開議

午前１０時

１　応招議員　９名

１番	松田　勝	２番	近藤　晃一
３番	森田　裕康	４番	福井　保夫
５番	淺野　勉	６番	上林　勝美
７番	山岡　敏	８番	増井　敬史
９番	森田　瞳		

２　出席議員　９名

３　欠席議員　なし

４　地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	西本　安博	副町長	富井　文枝
教育長	久保　茂樹		
総務部長	吉田　一弘	住民生活部長	勝井　顯
事業部長	廣瀬　好郁	理事	池田　佳永
教育次長	溝本　貴宏	会計管理者	富士　青美
総合政策課長	増田　篤人	安全安心課長	吉田　貴史
税務課長	藤岡　征章	住民課長	吉田　彰宏
子ども家庭推進室課長	西田　淳二	健康福祉推進室課長	井上　育久

５　職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡　さとこ	議会事務局リーダー	吉田　裕一

6　会議事件は次のとおりである。

日　程

第１　一般質問

４番　福井　保夫　議員

①　高校との交流について

②　公共施設包括管理業務委託について

８番　増井　晃一敬史　議員

①　感震ブレーカーの普及促進のための設置支援事業の創設と周知徹底について内部通報制度について

②　大規模震災発生時のキッチンカー協会との連携協定締結について

３番　森田　裕康　議員

①　道路凍結防止剤の利用促進について

②　各選挙における投票を助ける方策について

５番　淺野　　勉　議員

①　令和８年度の道路交通法の一部改正について

６番　上林　勝美　議員

①　通学路の安全対策について

②　子どもの虐待について

③　時間外勤務に対する手当等の未払いについて

開　会

午前１０時００分

議長（近藤晃一）　おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一）　定刻になりましたので、只今から始めさせていただきます。

只今の出席議員は９名で、定足数に達しています。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これから本日の会議を開催いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

日程第１「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。４番　福井保夫議員、８番　増井敬史議員、３番　森田裕康議員、５番　淺野勉議員、６番　上林勝美議員、以上５名です。

質問時間は答弁を含めまして６０分以内です。

それでは、４番　福井議員の一般質問を許します。

４番（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井議員。

（福井議員　登壇）

４番（福井保夫）　おはようございます。４番　福井です。

一つ目に「高校との交流について」安堵町文化祭で商工会主催の英語スピーチ発表会に、法隆寺国際高校の生徒も参加している。法隆寺国際高校は歩いても行ける距離であり、今後、安堵こども園、小学校、中学校の行事等で交流してみてはどうか伺います。

例えば、保育士になりたい高校生に１日保育士体験をするとか、中学３年生に高校

のクラブ活動の見学に行くとか、いろいろあると思います。

２番目に「公共施設包括管理業務委託について」令和６年９月議会で一般質問しました。今後、広陵町や他の自治体の先進的な事例を参考にし、その取組の効果を検証していくと答えられた。広陵町も実施して２年になるが、現状等について検証したか伺います。

以上、二つです。よろしくお願いします。

議長（近藤晃一）　それでは、はじめに「高校との交流について」これについて答弁を求めます。

教育次長（溝本貴宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長　登壇）

教育次長（溝本貴宏）　おはようございます。教育委員会事務局　溝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

例年、安堵町文化祭で商工会が主催する英語スピーチ発表会に、法隆寺国際高校と本町の小中学生が参加させていただき、交流を持たせていただいております。学校現場でも、こうした取組は児童生徒にとって大変刺激になっており、新たな学びに繋がる貴重な体験であると聞いております。

児童生徒が減少していく中、校種を越えての交流は今後、より一層大切になってくると認識しております。

過去には、安堵中学校吹奏楽部が法隆寺国際高校吹奏楽部のコンサートに招待され、ともに演奏させていただいた例もあり、今後も高校側の事情や児童生徒の安全面にも配慮しながら、こうした異年齢との交流を小中学校に対し、教育委員会として働きかけてまいりたいと考えております。

また、中学校は第２学年において、キャリア教育の観点から、県内外の私学を対象に高校見学を３年前から班別で実施させていただいております。

以上でございます。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

（勝井住民生活部長　登壇）

住民生活部長（勝井　顯）　住民生活部　勝井でございます。よろしくお願いいたします。

福井議員の御質問で、こども園関係についてお答えいたします。

こども園の交流については、議員の御提案にもありましたように、保育教諭を志望する法隆寺国際高校の生徒もおられると思いますので、今後、高校の意向を確認しながら、英語学習や音楽活動などで交流の場を設けられないかどうか検討してまいります。

以上でございます。

４番（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井議員。

４番（福井保夫）　こども園で保育士体験、こういうふうなこと。場所も本当、先ほど言いましたが近いんで、するようなことがあれば、奈良テレビとか各新聞社へ、こういうことをやります。というようなことをすれば、また安堵町のイメージアップに。今後、特に安堵町、子どもの教育等に力を入れてますというようなことも含めて、する時はね、そういうことも、ちょっとやって欲しいなと。マスコミも飛びついてくると思うし、保育士不足ということは、もう全国的に言われてます。

そういう形で今後、その時にまた安堵町の現保育士さんとかが、いい形で指導とかしてもらえれば、安堵町でまた働きたいなというふうなことにも繋がってくると思います。そういうことで行事等またいろいろね、やって欲しいなと思います。

先般行きました岡山県の美咲町。ここは美作大学・美作高校とＳＤＧｓパートナーシップ包括協定と。ここは私学ですから比較的しやすい。ちょっと距離的には離れてますが、しやすいのかなと。いろんな形で各自治体、頑張っておられます。

商工会主催の、この英語スピーチ発表会。ちょうど令和４年ぐらいですかね、商工会の会長　御宮司さんが、私ちょうど議長してる時に訪ねてこられて、こんなんしようと思うんですけどと。それ教育委員会に任せてもいいんじゃないですか。というよ

うな話もしたことがあります。

コロナの状況で文化祭とかも中止ということで、最近ここ２、３年されてるのかなと思います。結構あのね、法隆寺国際高校からも２、３人は、いつも来られてます。教育長に聞きますと、結構控え室で中学生とか高校生と一緒にいろんな話をしてるということで、いい交流、あれに繋がってるのかなと思います。

法隆寺国際高校、ちょっと前に新聞で見ましたけど、全校生徒で英語のスピーチみたいなのをやったり、結構力を入れられとるなと思います。奈良県も最近インターナショナルスクールか何かいうことで、英語等に力を入れてるのかなと。そういう意味では、特に英語力をつけさすことに、いろんな努力をして欲しいなと思います。

私が商工会おる時も、当時は斑鳩高校だったのかな。なもで踊りの、近隣の文化。そういうものに、伝統文化に接するということで授業の一環で２、３人来て練習に参加したり、衣装を着て飽波神社で踊ったりした時もあります。出席の印鑑を押したの覚えてますが。近いので、とにかくいろんな意味で今後、交流ということでね、していって欲しいなと。

安堵町の小中学生、こども園の園児、向こうの高校の生徒。お互いね、これから将来のためになっていくことでもありますので、ぜひちょっといろいろと案を練ってやっていただきたいなと思います。

教育長、何かもしあれば、ちょっと答えていただければ。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹）　自席から失礼します。まず、いろいろありがとうございます。先ほどおっしゃられたように、中学校の方でもですね、控え室等で小学生それから高校生と話すことで、大変刺激を受けております。管理職の方も、校長の方も、こうしたことをもっと交流できたらというようなことを言っております。

また、小学校も今年から参加してくれてですね、英語力の向上、うちも目指してますけども、それと、それから異年齢の交流。これを、これからますますですね、推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

４番（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井議員。

４番（福井保夫）　その、商工会主催のあれなんですけども、御宮司会長がもし辞めた場合は、教育委員会の方でというようなことも、ちょっと聞いております。そやから、次の会長が引き受けてくれればね、そのまま続けていけるのか。その辺はまた教育長、いろいろと調整していただきたいと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（近藤晃一）　それでは、続きまして二つ目「公共施設包括管理業務委託について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　改めまして、おはようございます。総務部の吉田です。どうぞよろしくお願いします。それでは、福井議員の質問にお答えします。

広陵町の公共施設包括管理業務委託は、広陵町が所有する複数の公共施設について、設備点検・修繕などの維持管理業務をまとめて民間事業者に委託する取組と聞いております。これによって町の職員の負担軽減や、施設の安全効率的な補修を図っておられるとのことです。

広陵町では公共施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するために、サウンディング型市場調査、民間側の意見聴取を実施され、この調査を通じて包括管理委託の実施可能性や業務内容について検討を行ったということでございます。

この調査結果を基に、公募型プロポーザルでの業者選定をされ、現在の契約業者と令和６年４月から令和１１年３月３１日までの、５年間の長期継続契約をされております。

公共施設包括管理業務委託のメリットとして、発注業務や管理業務の負担軽減。施設情報の一元管理。民間事業者の付加サービスの実施。専門技術者による公共施設の安全性の確保が担保できる一方、デメリットとしては、マネジメント費が発生するた

め、現在よりもコスト高になる可能性があること。また、担当職員の施設管理へのかかわりが薄くなり、知見の蓄積が難しくなること。民間管理による地元業者との合意形成の難しさなどが挙げられております。

これらの情報を踏まえて、本町の規模で同様の高い効果が得られるものか、広陵町等の先行事例を参考にして、さらに検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

４番（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井議員。

４番（福井保夫）　広陵町の方にも、いろいろ聞いてもらったみたいで、こういう資料をちょっといただきました。施設の一覧表。広陵町が４４施設を今その対象としてると。安堵町の場合３９ですが、その中の内訳が、公営住宅・改良住宅が２４で他の本庁舎とかが１４ですか。広陵町の方は町営住宅は一つというようなことですんで、ちょっとこう施設のあれが違ってくるのかなということも、今後の課題というか検証というようなことで、していく余地はあるのかなと思います。

公営住宅・改良住宅の修理等がどのくらいかかっているのかとか、いろんなこともちょっと検証しながらね、今後やっていって欲しいなと思います。いいことであればね、した方が職員の皆さんもいろんな面で楽になると思います。

今、広陵町２年ですわ。５年契約かな、その中で。まだいろんな部分で見えてこない部分もあるかと思いますんで、もうちょっと総合政策課長、また検証というか、いろいろ広陵町の方に聞いて、調べて欲しいなと思います。ちょっとこの一覧表を見ただけでは、その辺が問題なのかなという気がしました。

これ、ちょっと聞いた話では、広陵町の職員から提案されてやっていこうというような、ちょっと聞いてます。もうちょっとね、安堵町も皆さん、ここ課長、部長、皆さん、もうちょっとこう、どんどんこうやりませんかと町長、副町長、教育長に言って、ちょっとそういう部分、いろいろ考えてやって欲しいなという気がします。

まほろば環境衛生組合もでき、広陵町・河合町との交流は今まで以上に進んできてると思います。以前は生駒郡４町でというような、ちょっと感覚があったんですが、そういう意味では広範囲にいろんなところの情報も入ってくるし、特に、そのまほろば環境衛生組合ではお互いいろんなところの、ちょっと情報をね、今後に生かして欲しいなと思います。

一言で言えば、守りの行政から攻めの行政に変えて欲しいなと思います。

私の一般質問、これで終わります。

議長（近藤晃一）　はい。以上で福井議員の一般質問を終わります。

議長（近藤晃一）　それでは、続きまして８番　増井議員の一般質問を許します。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

（増井議員　登壇）

８番（増井敬史）　おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、今回は災害に強いまちづくりにつきまして、２点御質問させていただきます。

「１．感震ブレーカーの普及促進のための設置支援事業の創設と周知徹底について」阪神淡路大震災、東日本大震災において火災の原因の過半数は「通電火災」に起因しています。能登半島地震においても同様の傾向が確認されており、これを物理的に遮断する「感震ブレーカーの設置」は、最も効率的な火災予防策であり、人命救助策ですので以下の３項目を伺います。

（１）感震ブレーカーの設置支援事業の創設。高齢者世帯や避難行動要支援者及び木造住宅密集地域を優先した簡易型感震ブレーカーの配布または設置費用補助の予算化。

（２）ハザードマップ及び広報紙への重点掲載。通電火災を発生させないための「通電火災対策」を図解入りでハザードマップに掲載し、広報紙でも西和消防署と連携した特集を定期的に掲載すること。

（３）新築住宅の設置推奨の強化。消防庁の指針に基づき、町内での新築・改築時の設置を強く促す行政指導の徹底。

「２．大規模震災発生時のキッチンカー協会との連携協定締結について」令和６年１月に発生した能登半島地震においても、長期化する避難所での生活においてキッチンカーでの温かい食事の提供がされたとのことです。

（１）大規模震災が発生した際の当町の避難所での食事提供（炊き出し等）体制はどのような体制を想定しているのか。また、現状の備蓄食のみで十分であると考えているのかお伺いします。

（２）奈良県内においてもキッチンカー協会との、災害時に優先的に派遣する協定締結をする自治体が増加しているようですが、その点について把握されているのかお伺いします。

（３）キッチンカーには断水や停電時での温かい食事提供ができるメリットがあり、長期にわたる炊き出しには限界があると考えていますが、その点の認識についてお伺いします。

以上です。

議長（近藤晃一）　それでは、「１．感震ブレーカーの普及促進のための設置支援事業の創設と周知徹底について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　それでは、増井議員の質問にお答えします。

まず、感震ブレーカーの普及促進に関する重要性についてですが、阪神淡路大震災や東日本大震災において、議員御指摘のとおり火災の原因の過半数が通電火災に起因していることは私たちにとって非常に重要な教訓であると考えております。

また、能登半島地震においても同様の傾向が確認されており、これを受けて感震ブレーカーの設置は火災予防策として非常に効果的であり、人命救助にも寄与することが期待されているところです。

一つ目の、感震ブレーカーの配布や設置費用補助制度の創設についてですが、高齢者世帯や避難行動要支援者、木造密集地域を問わず、感震ブレーカーの普及促進の必要性は認識しておりますが、配布や補助制度について現時点で具体的な方針は定まっておりません。

奈良県内では、感震ブレーカー設置に関する補助制度を有する団体は、現在６団体ございます。県内の他団体の動向をこれからも注視しながら検討を進めてまいりたい

というふうに考えております。

次に、広報紙への重点掲載についてですが、すでに令和７年６月号及び１０月号の広報紙並びに町のホームページ、また、奈良県広域消防組合のホームページ等でも掲載して普及啓発を行っているところでございます。

また、本町においては、防災フェスタ等のイベント時においては、奈良県広域消防組合の特別ブースを設置して、実際に感震ブレーカーの展示をして啓発活動を実施していただいております。さらに、通電火災の危険性や対策についても、今後周知を努めてまいります。

ハザードマップへの掲載につきましては、令和６年度にハザードマップの更新をしたところでございますので、次のハザードマップ更新時に向けて検討してまいります。

最後に、住宅の新築・改築時には感震ブレーカーを設置しやすい機会でもあると思われますので、その有効性を広報やホームページで啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　感震ブレーカーの普及促進の必要性については認識されているということなんですけども、大規模震災時における同時多発火災の発生の確率について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘）　自席から失礼いたします。大規模震災が起こった時の火災の発生確率という御質問でしょうか。その確率が何%かというような御質問でしょうか。

８番（増井敬史）　何か所か。

総務部長（吉田一弘）　その地震の規模にもよると思いますけれども、同時に数か所で大

規模火災が発生する可能性はあるというふうに考えております。
以上でございます。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　この大規模震災時にですね、何か所も同時に火災が発生すると。本町においても旧耐震基準の木造住宅が４割程度ですね、あるということで前回お聞きしてりますけども、要は消防能力を超えるですね、火災が発生した場合に、それ以前に、平常時にですね、その通電火災をですね、予防する必要があると思うんですけども、その点については認識されているということですけども、その促進策についてですね、具体的にもっと進めていただければと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘）　先ほど答弁させていただいたとおりなんですけれども、現在奈良県内でも６団体において補助制度等があります。安堵町においては、今現在のところ、そこの設定には至っておりませんけれども、今後、他団体の状況も参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　他団体の状況を見ながらということなんですけども、もっと積極的にですね、防災・減災というのは、そういう非常時に対するですね、リスクを平常時に低減させるということが非常に重要になってくると思うんですけども、安堵町においてもですね、狭い道路の多い地域に木造住宅が密集しているという地域が多いと思うん

ですけども、そういう消防が来れない際にですね、自助でですね、感震ブレーカーを設置してですね、１か所でも出火するのを防ぐという対策が有効であると考えておりますので、是非ですね、進めていただきたいと思います。

それで、震災時にはですね、要は消防が来れない時間の空白に通電火災を防ぐというのが重要であると思いますので、そういう火を出さないですね、予防策が重要であると考えておりますので、是非ですね、補助事業についても検討を進めていただきたいと思いますので、是非お願いします。

その点については、いかがでしょうか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘）　大規模震災時の通電火災の予防策としては、感震ブレーカーというのは非常に有効だというふうに認識しております。それをまず個人個人が個々に設置していただくと。こういうふうに有効ですよというところの周知をまずは進めていきたいと。普及を進めていきたいというふうに考えております。

加えて、他町の動向も見ながら、町ができる補助制度というのは、どういう在り方が一番適切なのかというところの検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　それでは、そのようによろしくお願いします。

１番目の質問は、これで終わります。

議長（近藤晃一）　はい。それでは続いて「２．大規模震災発生時のキッチンカー協会との連携協定締結について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　引き続きまして、増井議員の二つ目の質問にお答えします。

まず１点目の、避難所での食事提供体制についてお答えいたします。能登半島地震においても長期の避難生活に伴い、温かい食事の提供が重要な役割を果たしました。安堵町において現状の備蓄食のみで十分と考えているわけではなく、災害時には適切な食事提供を整える必要があると認識しております。そのために、非常食の備蓄に加えて食料品の提供等に関する災害協定を６事業所と締結しております。

さらに、地域防災計画において、日赤奉仕団等に応援協力体制を要請し、炊き出しや温かい食事を提供できる体制を構築しておりますので、現状、十分対応できるものと考えております。

２点目の、県内の市町村とキッチンカー協会との協定の締結につきまして、現状を確認しましたところ、８団体において民間事業者等と災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定、こういうものが締結されております。近隣自治体でも災害時に迅速な食事提供を目指して、このような協定を締結することで連携を深めておられるということは承知しております。

地域ごとのニーズに応じた、温かい食事の提供が可能となることから、引き続き奈良県内の他団体の締結状況を注視して、協定に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

最後に、キッチンカーのメリットにつきましては、災害時において独自の強みを持っているものと考えております。移動可能な特性を有して、電気あるいは水道がない状況でも独自の機器を用いて食事を提供できるため、避難所でのニーズに柔軟に対応できるものと考えております。

長期の炊き出しには限界があり、キッチンカーの活用がその解決の一助になると認識しております。

以上でございます。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　実際に大規模災害が発生してですね、役場の職員の方も避難所の開設ですとか連絡体制、被害情報の把握とかそういうことで忙殺されることが多いと思うんですけども、今回ですね、こういうキッチンカーの提案をさせていただいたのもですね、２回目なんですけども、非常食についてどのように備蓄してですね、何食分あるのか、お伺いします。

また、食料品の提供に関する災害協定をですね、６事業所と締結したということなんですけども、それはどのような品目において締結されているのか、お伺いいたします。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　ちょっと備蓄食の食数でありますとか、協定の内容でありますので、担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

安全安心課長（吉田貴史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史）　自席より失礼します。安全安心課の吉田でございます。備蓄に関しましては、アルファ化米は４，０００食、あとビスコ等が４，０００食、あとそれ以外の分が数食あります。

また、この今ビスコに関しましては徐々に主食の方に変えていく予定で、ちょっと考えておりますので、実際そういう食数となっております。

以上です。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　食料品の災害協定を６事業所と結んだということなんですけども、その

点についても。

安全安心課長（吉田貴史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史）　自席より失礼します。６社、企業さんと結ばせていただいております。株式会社ミヨシさんとか、ＪＡ農協さん、敷島パン、ならコープさん、コーナン商事さん、イシメン株式会社さん。

また、それ以外に奈良県では災害時における市町村の相互応援協定というのを結んでおりまして、その中でも食糧ということで、災害時には、あと愛知県の幸田町とも結んでおりますので、その中にも食糧というのが入っております。

以上です。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　次に、日赤奉仕団との応援協力体制ということなんですけども、何か所で、どのようなメニューでですね、何日間ぐらい炊き出しをしていただけるような想定になっているのか、お伺いいたします。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘）　自席より失礼いたします。今の御質問なんですけれども、災害の規模、またその後の対応によって、その時々で変わってくると思われます。何日間とか、どれぐらいの規模というのは、その時々のケースバイケースに応じての対応になるというふうに考えております。

以上でございます。

８番（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

８番（増井敬史）　日赤奉仕団の方もですね、高齢化されてるというようなこともお伺いしておりますけども、そういうキッチンカー協会とのですね、協定ということで、キッチンカー自体のメリットもたくさんあると思うんですけども、協定締結自体はですね、費用もかかりませんので、是非ですね、そういう選択肢もですね、考えていただいて、早急に締結していただくようにお願いいたしたいと思います。

私の質問は、以上で終わります。

議長（近藤晃一）　はい。これで増井議員の一般質問を終わります。

１番（松田　勝）　議長、ちょっとまだ時間が残ってるんで、補足質問は、よろしいですか。

議長（近藤晃一）　関連ですか。

１番（松田　勝）　関連で。

議長（近藤晃一）　はい。どうぞ、松田議員。

１番（松田　勝）　申し訳ない、時間取りますけれども。私、今日一般質問ないんで、ちょっと座ってるだけで済むかなと思っとったんですけれども、今のやっぱり質疑の中でね、やっぱり非常に腑に落ちないところが多いというふうに私は考えてます。

というのは、吉田部長が回答されたね、奈良県下で６か所あるから、その辺を参考にしながら今後検討していくというような答弁だったんですけれども、やはり私は、今後、検討していくと言うんであれば、どういうところを参考にして検討していくかとかですね、そういうところがやっぱりなければならないんじゃないかと。

例えば、例を挙げればね、感震ブレーカーの設置の方法というのは、いろいろあるわけですよ。例えば希望者に対して補助をするとか、例えば地域を守るために、この地域を優先してね、設置をするとか。いろんな方法があります。だから、どういう方法でやっぱり検討していくのかっていうのをね、やっぱり私は答弁として、やっぱり必要になってくるんじゃないかなというふうには思ってます。

だから、その辺からですね、もう少し掘り下げた、やっぱり答弁といいますか、内容

に持っていくべきだというふうには思ってます。

もう一つ、新築の住宅がありますね。これについては、例えば新築であれば、ブレーカーを設置する際にですよ、すでに感震ブレーカーを入れれるというような状況になりますから、建物を建てられる業者に対して、そういう設置責任を取らせるというような方法もあるかと思うんですね。ただ、それが法律上できるんか、条例上できるんかというのは、わかりませんけれども、東京都はですね、新築の所は太陽光発電をつけなさいというような条例を作ったんですかね、あれ。そういうこともありますから、当然、新築建物については、町単位になるんか県単位になるのかわかりませんけれども、いろんな条件でですね、初めから設置ができるような仕組みをやっぱり作るべきだというふうには思ってます。

以上です。

９番（森田　瞳）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　今の松田議員の、要するに、その関連質問。私は当然のことだと、そういうふうに私も感じております。この感震ブレーカーのこと、これはもう増井議員が一生懸命、今回の質問だけじゃないです。以前からこの問題も、やっぱり提起されて、行政側に訴えられてるということの、やっぱりその深刻さ。やっぱり受け取っていただきたい。

それで、まずね、今、松田議員がおっしゃったように、私も思うのは、まず希望者に対して、希望者ですよ。全部が全部、１戸ずつ配布するということは、これは不可能であるにしたら、まず希望者に対しては補助制度で賄っていくと。その辺のことからでも出発しないと、いつまでたっても、この議論はやっぱり成熟しない。

だから、やっぱり行政側もしっかりと、その辺のことの増井議員の意をですね、酌んでいただいて、やはり積極的にやはり何らかの方法で安堵町の防災を、火事から守っていくんだと。これやはり家倒れて一番困るのが、停電が発生します。停電が発生して今度、停電が復旧した時に火事が起こるんですよ。それが、この要するに遮断ブレーカーのお話だと、私そう認識しております。

だから、そうした時に、今からしっかり備えをしておかないと、今の行政側だと、そのうちに何とか検討してみて、考えていきますということで、明日、明日の日に、この災害があったらどうするんですか。

今日のこの日を明日にどう考えていくのかということをしっかり答弁して、親切なるやっぱり回答をやっぱりしていただかないと、増井議員これまた質問しますよ。私は、そういうことの繰り返しでは、いかんと思う。やはり何か成果のあるものを一つ考えてやっていただけたら、私も先ほど松田議員と同様、そういう方向でもひとつお願いしておきたい。私、そういうことを付け加えさせていただきます。

以上です。

議長（近藤晃一）　はい。松田議員と森田瞳議員の発言につきましては、一応提言という形で取らせていただきます。

議長（近藤晃一）　それでは、一旦この議事は終了させていただきまして、続きまして、森田裕康議員の一般質問を許可いたします。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

（森田議員　登壇）

３番（森田裕康）　議席番号３番　森田裕康です。一般質問を行います。

一つ目、「道路凍結防止剤の利用促進について」道路の凍結を防ぐ際に、道路凍結防止剤を使用します。町内で道路が凍結する可能性のある場所に、事業課が凍結防止剤を置いています。凍結が予想される天候であれば、誰もが使用できるよう広報などで使用方法を教示する必要があると考えます。

凍結による交通事故等の防止のため、今後の凍結防止剤の利用促進について伺います。

２件目、「各選挙における投票を助ける方策について」当町の各種選挙の平均的な投票率は５０％から６０％です。投票に行きたいと希望しても、自分で投票所に行けない人もおられます。他の自治体では、投票所入場券を送付する際、タクシー券を同封するなどの便宜を図っています。

今後、投票に行きたくても行けない方に対して、投票できる方策について伺います。

議長（近藤晃一）　それでは、最初に「道路凍結防止剤の利用促進について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬部長。

（廣瀬事業部長　登壇）

事業部長（廣瀬好郁）　改めまして、おはようございます。事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは、森田裕康議員の御質問にお答えいたします。

安堵町では毎年１２月から３月の冬期にかけまして、道路の凍結に備え、町道の坂道または橋梁などの凍結しやすい箇所に５０か所、凍結防止剤を設置しております。

天気予報等にて、凍結の恐れがある場合や積雪時には、町が凍結防止剤の散布を行っておりますが、必要に応じて通行者の皆様にも散布の御協力をいただいております。

今後は、広報やホームページにも「散布方法について」として効果的な散布方法や散布する上での注意事項などをお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　この凍結防止剤ですけども、私が安堵駐在所に来ましたその次の年に、ちょっとした雪が積もって町内の交通が麻痺したということがあります。その当時はまだ凍結防止剤については、その都度、町の方で持っていって散布してたと記憶しております。そのため、当時の建設課の幹部の方々にその状況を説明して、次の年から凍結防止剤を置いていただいて、その当時は私おりましたんで、私も回って、まいておられないところは、まいていたんですけども、実は去年１回まかずに橋の上が凍ってて、小学生が滑ったと。私も滑りましたけど。今年は２回ほどあったんですけど、２回とも、まかせていただきました。

そういうふうにして知ってる者、私も何でかと言いますと十津川警察におりました

ので、常に山間部は冬期に道路が凍結ということで、防止剤を使っておりました。ですから今後はですね、広報だけじゃなくて、あらゆる機会ですね、区長会とか防犯ボランティアとか。そして交通安全協会の方に１枚のビラを配っていただいてですね、また、袋が固いんですよね。はさみを持っていかないと多分、破れないと思うんです。

ところが、これがまた土日、閉庁日ですね。閉庁日とか夜間になりますと、人がおりません。その点、業者に委託するとかいうのをお考えでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁）　自席から失礼いたします。今の森田裕康議員の御質問ですけども、使用するには、はさみ等が必要にはなります。ただ、それを現場に置いておくのは、かなり危険と思われますので、安堵町では積雪が予想される場合には、町内の建設業者に散布できるような体制も取っておりますので、また区長会とか設置している場所にですね、取り扱い等の散布方法とか、そういうふうなものの掲示も、またちょっとできるように今後検討していきたいと考えております。

以上です。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　積雪も、この平野部でノーマルタイヤしか走ってない人は災害なんですよね、一つね。その日の警察の中っていうのは、もうパニック状態です。もう次から次に事故なんです。後から来てくれ、後から来てくれ。ということになりますので、事故を防止する、一つの災害を防止するという意味でも、散布の方法について広報と教示を幅広くお願いしたいと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（近藤晃一）　はい。続いて「各選挙における投票を助ける方策について」答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　それでは、森田裕康議員の質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本町の各種選挙における投票率につきましては、令和６年の衆議院議員総選挙で５６.７７%、昨年の参議院議員通常選挙で５７.４２%、先月執行されました衆議院議員の総選挙では６０.６７%であり、５０%台の後半から６０%程度を推移しているという状況でございます。

議員御指摘の、投票に行きたいと希望しても自分で投票所に行けないという人、特に高齢者や障害者等の交通弱者は、投票所までの移動が負担になる場合があるというふうに考えております。

これらの対策としまして、県内の事例として、下市町では事前に投票所までの移動支援の登録申請をされた選挙人に、投票所までの往復のタクシー利用券を送付して移動支援を行っておられます。また香芝市では、投票所の入場券に、期日前投票所へ行く際に利用できる、香芝市内のコミュニティバス無料乗車券を同封して送付され、移動支援を行っておられます。

現在、本町では下市町や香芝市のような選挙に特定した移動支援制度は設けておりませんが、高齢者や障害者に対する移動支援策としては、タクシー利用料の助成事業を実施しております。必要な場合は、投票所への移動にも利用していただきたいというふうに考えております。

今後は、他の自治体の先進的な事例を参考にしながら、投票所への移動支援の在り方について、さらに研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　山間部とか他の町と比べまして、当町は４キロ四方とやっぱり狭い地域でありますので、やろうと思えば実施できる状況にあると思うんですよね。

それで、投票日というのは日曜日ですので、職員の方も出ておられると思うんですけども、やはりタクシーだけじゃなくて町の車両で送るとか、そういうふうなことも交えて今後検討していただきたいと思います。

そしてですね、投票率のアップということも考えられます。やはり、せっかく選挙があるので投票率もアップしていただきたいと思うんですけども、行く方法じゃなくて行かせる方法。

特に１８から２０歳までの方ですね、これについて、１学年大体、成人のつどいでも見てますと４０人程度ですか。投票に来たら５００円のクオカードを渡すと。極端な話ですけど、プレゼント作戦においてですね、投票率アップするという方法もありますけども、今後、投票率のアップについて、どのようにお考えでしょうか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　自席より失礼いたします。今、議員おっしゃっていただいた、投票したら何かクオカードなり、何か品物あるよと。ちょっと今のところ、そういう具体的なところは考えておりません。若者の投票率アップというのは課題だというふうには認識しております。若い世代の投票率の向上というのは、政治や選挙に関心を持っていただくこと、これを地道に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。先ほど言っていただいた二十歳のつどい、この時にも投票に繋がるようなＰＲを今後していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　先ほどの感震ブレーカーの話もそうですけども、できることを一つ一つしていただきたいと思います。常に、去年も質問の時に、検討する検討するで実際、実施された実績というのは、ない場合もあります。

私らも質問するばっかりのようですけども、やはり町民の皆様は、そういうふうに希望しておられる方もおるというところの意見を吸い上げての質問ですので、その点

を考えて、これから実施していただくことを希望して、私の一般質問を終わります。

町長（西本安博）　議長、いいですか。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

町長（西本安博）　選挙投票率というのは大変大切なもんだと思います。実は最後に私、ちょっと言いたいなと思ってたんですが、先に総務部長が言うたんですけれど、例えば二十歳のつどいの時に、いろいろ健康面のこととかはアピールします。ところが、この選挙とかね、こういうことの権利について全く今まで触れてなかったということ。これはやっぱし、いかがなもんかということで私、その時にちょっと実感したんです。

やはり、ああいう機会には必ず、選挙の大切さ、そしてそれは自分の権利やと。政治に参加する権利やということをしっかりと考えてもらうような、ちょっとこれからはアピールの仕方も併せてしていきたい。このように思って、ちょうどいろんな担当者に指示をしたところでございます。

それと併せて、町職員が車を出して送迎してはどうかという、非常にアイデアとしては、いいアイデアだと思いますけれど、実際の投票から開票、もう職員は手一杯で投票事務をやり、そのまま、また開票事務もやるという職員もたくさん出ております。そこへ、ちょっと町職員が何台も車を出してやるというのは、ちょっとこれはもう不可能でございますんで、そこんところは、ちょっと今のところは実現できないなと思っております。併せて、若干経費はかかるんですけれど、高齢者のタクシー助成も始めております。こういうのを利用していただくということも一つの手法かなと思っております。

下市であるとか、今やってるのは非常に山間部で投票所までの距離が長いということで、それをカバーする意味では、やっておられると思います。投票あるいは期日前投票もありますんで、そういうタクシー利用もしていただければと今、感じていたところでございます。

それと我々も、まれに見るんですけれど、地元でね、行く時に車で一緒に乗せてったるわと言うて、結構そういう相互的な助け合いをしておられるところもありますんで、そういうことも踏まえて、やはり投票率アップに我々も積極的に、ちょっと活動をせないかん。このように感じているところでございます。

とりあえずは、成人式には絶対、選挙の大切さというのをもっとアピールしたいと思っております。

以上でございます。

議長（近藤晃一）　今、町長の方から補足説明いただきましたけど。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　投票率アップに少しでもするんやという町長のお答えをいただきまして、前向きに考えていただきたいと思います。

今年も町長選挙もありまして、来年も統一地方選挙ありますし、選挙が重なりますので、その点、投票率アップということを考えて前に進んでいっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（近藤晃一）　はい。これで森田裕康議員の一般質問を終了いたします。

只今、１１時３分です。１１時１５分まで暫時休憩いたします。

休　憩（午前１１時０３分）

再　開（午前１１時１５分）

議長（近藤晃一）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に５番　淺野議員の一般質問を許します。

５番（淺野　勉）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。淺野議員。

（淺野議員　登壇）

５番（淺野　勉）　議席番号５番　淺野でございます。

本日の質問事項「令和８年度の道路交通法の一部改正について」本日２問の質問をいたします。１問目、令和８年４月１日から自転車と自動車の運転に新しいルールが規定され施行されます。今回の改正は、交通反則切符制度の拡大により、１６歳以上の運転者が自転車などの軽車両を使用し、反則行為を行った場合には、自動車や原動機付き自転車と同様に交通反則切符、いわゆる青切符による違反処理がされます。また、自転車の側方通過の時、自動車の運転者には安全走行義務が規定をされました。

今回の改正について、町から住民に対して周知のための啓発活動をどのように展開されておりますのか、お伺いいたします。

２問目、また、令和８年９月１日には、センターラインや車両通行帯のない生活道路は、法定速度が３０ｋｍに引き下げられます。

この改正につき、今後の啓発活動をお伺いいたします。また、新規道路標識の設置及び安全対策について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、「令和８年度の道路交通法の一部改正について」答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　それでは浅野議員の質問にお答えします。

まず、一つ目の質問です。自転車と自動車のルールの改正につきましては、令和８年４月１日のスタートのため、西和警察署から当町に対しまして広報紙への掲載依頼があり、２月号広報において掲載をいたしたところでございます。

併せて、町のホームページにおいても掲載して住民に対して周知を行っているところでございます。

二つ目の、法定速度引き下げの改正につきましても、同様に西和警察署からの依頼を受けまして、こちらの方は令和８年９月１日のスタートのために、広報紙７月号で掲載を予定しておりまして、併せて町のホームページにおいても掲載し、周知をしていく予定でございます。

以上でございます。

事業部長（廣瀬好郁）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長　登壇）

事業部長（廣瀬好郁）　事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

浅野議員の御質問で、２番目の新規道路の設置及び安全対策についてということで、新規道路標識の設置及び安全対策につきましては、新規道路は道路設計段階で、警察と安全対策や標識の設置について、事前に詳細な協議を行った上で対策を講じております。

また、法定速度や止まれなどの規制に係る標識などについては、奈良県公安委員会にて設置されております。また、それ以外の注意喚起等は道路管理者である安堵町の方で設置をしております。

以上でございます。

５番（淺野　勉）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。淺野議員。

５番（淺野　勉）　まず問１につきまして、２月広報の２２ページの啓発記事がございました。地域住民の中には、今回の改正につき随分と不安を感じておられる方がおられます。

住民に向けて説明会等の開催予定はございますか。お伺いいたします。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　自席から失礼いたします。今回、広報に載せさせていただいた交通ルールの改正の記事なんですけれども、これは西和警察署から依頼があったものでございます。

この内容につきましては、交通規制にかかわる内容でございますので、管轄が西和警察署になります。町の方から何か説明するということは考えておりません。まずは自治会の方から西和警察署に御相談いただければというふうに考えております。

以上でございます。

５番（淺野　勉）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。淺野議員。

５番（淺野　勉）　只今、自治会等の方でという形で答弁がございましたので、自治会向けには、また働きかけをしたいと思います。

それで、今回のこの広報を見させてもらいました。この中で私が一番気になった文言は「知らなかったでは許されない。自転車の違反で反則金」という言葉がありまして、それは住民にとって、とても不安になるということをお聞かせ願っております。

私たちが、この新しい法律を得る時に、法の構成要件を学ぶということが必要かなと私自身も思いまして、今回、令和７年９月の警察庁の交通局発行の自転車ルールブック、これ５２ページの冊子なんですけども、この冊子を取り寄せて読みました。この中に、この新しい法規は随分と、この青切符だけじゃなくて、こういうことがありました。従前の自転車による交通事故処理は赤切符です。赤切符ですので、悪質危険な違反行為は刑事手続きによる処理を経て裁判所に出頭する必要がある。そしてまた有罪となれば、罰金刑でも前科がつくということがありました。

そういうことで、この新しい法規則の方は、今回は自転車の違反行為は、私たちが今やってる自動車と同様に青切符で処理をしていくというふうに変わったというふうに読ませていただきました。それでまた自転車の飲酒運転をすると、自動車の運転免許停止があるということで、自動車に乗っておられる方も、軽く自転車に乗って飲酒運転、もし引っかかった時は、今度はまた違う可能性がある。自転車（自動車？）の運転免許証も停止される可能性があるということも、読ませていただきました。

新たな交通規則ですので、町の方にもこの文言に対して学習会なり開くなり、そし

てまた、私たちが今、参加しています交通安全協会、そういうところで住民に対するこの啓発活動をお願いできないかと思いまして、まず、そういうふうな開催についてお伺いしたいと思います。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　交通安全全般についての勉強する機会というのは、今後検討していけるかなと思います。ただ、おっしゃっていただいてる交通規制の内容について細かく勉強をするというのは、やはりこれは警察の管轄になりますので、そちらの方は警察の方に任せていきたいというふうに考えております。
　以上でございます。

５番（淺野　勉）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。淺野議員。

５番（淺野　勉）　まず、日本は法治国家でありますので、法の内容を我々も知っておかなければならないということを感じております。罪刑法定主義と言いまして、構成要件に該当するかで違法性も有責性も問われ、そしてまた罰が与えられるという国ですので、そういう法治国家でありますので、もう事あるごとに、こういう新しい法律は住民に詳しくわかるように、警察からもらった文言そのまま載せられるのもいいんですけども、何かそういうふうな新たな動きを積極的にしていただければありがたいかなと思いながら、この１問目の質問を終わっていきたいと思います。

町長（西本安博）　いいですか、今の関連で。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

町長（西本安博）　非常に我々の、本当に生活する上での足元の話だと思っております。交通安全という大きな括りの中の最高責任者は内閣総理大臣ですので、要は皆、警察も行政も皆で考えましょうねというのが交通安全の概念です。その中で、規制とか取り

締まりとか検挙ということに関しては、これは警察が所管するということになっております。その辺は役割分担がございます。

とは言え、足元の話にもなりますので、各地域で、こういう交通安全に関しての説明会みたいなものを開くということも、非常に有効なことかと思います。その場合、もう直接警察と話していただきたいというのも本音のことでございますけれど、そういうことの取り次ぎについては当然役場も、かかわってもいいんじゃないかと。

議会でも警察のＯＢもいらっしゃいますし、相談には乗ってはいただけると思います。また警察ＯＢ、役所にも入っております。交番所もあります。ですから、そういうのをフルに使って、そういう相談があれば、また警察とのパイプ役もさせていただいてもいいんじゃないかなと思っておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

５番（淺野　勉）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。淺野議員。

５番（淺野　勉）　今、町長の方から、そういう積極的な働きを取ってパイプを作るということもお示しいただきました。本当にそういうことで、住民が安心して、この交通法規を過ごしていけるような、そういうことで今後よろしくお願いしたいと思います。

でしたら、問２について。只今、町内の生活道路の通行、特に通学路を併走する自動車の速度規制が引き下げられたこと、本当に安心を今、感じております。今後とも地域に向けて早期の啓発、さらなる啓発をお願いしたいなと思っております。

今後とも、また安全対策にお努めいただきますようにお願いをいたしまして、本日のこの第２問、そして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

議長（近藤晃一）　はい。淺野議員の一般質問を終了いたします。

議長（近藤晃一）　次に、上林議員の一般質問を許します。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

（上林議員　登壇）

６番（上林勝美）　議席番号６番　上林です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

「１．通学路の安全対策について」昨年１２月１６日に男性運転の車が、児童の集団登校中、安堵踏切東側横断歩道を渡っていた女児と見守り活動をしていた男性教員に接触してけがを負わせる大きな事故が発生しました。女児は右足を骨折。男性は左肩を打撲。合同点検などで危険箇所が数か所指摘されているが、今回は当該横断歩道と芳野牧場南側横断歩道について対策が取れないか伺う。

（１）物理的な対策について。信号整備、防護柵整備、スムーズ横断歩道（道路を盛り上げて速度を落とさせる）、歩道橋、路面カラー塗装、電柱看板。

（２）人的な対策について。見守りボランティア、保護者など立哨活動、交通安全教育、合同点検、スクールゾーンの設定。

「２．子どもの虐待について」奈良県における令和５年度（２０２３年度）の児童虐待相談対応件数は１，９９３件で前年度から２１．６％増と大幅に増加し、過去最多を記録しました。橿原市での死亡事件報道などにより通報が増加したと思われます。虐待を防ぐため、安堵町の取組について伺う。

（１）町内の児童虐待の現状について。

（２）児童虐待防止の普及と啓発について。①妊娠期・乳幼児期からの支援、②早期発見・対応、③組織体制の強化、④地域連携、⑤相談・相談窓口。

「３．時間外勤務に対する手当等の未払いについて」愛知県半田市は、令和７年１１月１１日、全職員の５６％にあたる１，０７３人に対し、時間外勤務の報酬が未払いだったと発表しました。職員の公益通報に基づく調査で発覚しました。約７，６００万円にのぼり、市は１２月議会に関連する補正予算案を提出し、２月に支給するとされています。本町で上記のようなサービス残業がないか伺う。

議長（近藤晃一）　それでは「通学路の安全対策について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長　登壇）

事業部長（廣瀬好郁）　事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。上林議員の御質問にお答えいたします。

まず１番の、物理的な対策についてお答えいたします。今回の事故の発生道路につきましては、県道であります。安堵町といたしましては、通学路合同点検等を通じて、今後も奈良県へ安全対策の要望をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

（久保教育長　登壇）

教育長（久保茂樹）　教育長の久保です。よろしくお願いします。上林議員の御質問にお答えさせていただきます。

はじめに、本町の児童生徒の登下校の安全確保については、毎日の登下校の見守りボランティア、安堵町防犯推進協議会、交通安全協会安堵町分会、また西和警察署等の立哨・巡回指導及び各登校班の随行ボランティアや保護者の皆様に御協力をいただいておりますことを感謝申し上げたいと思います。

教育委員会といたしましては、継続的に安全な通学路の確保を図るため、１年に１回、西和警察署、郡山土木、交通安全協会安堵町分会、安堵町防犯推進協議会の関係機関と安全安心課、子ども家庭推進室、事業課、安堵小中学校と連携し、通学路の合同点検を実施しております。

また、合同点検以外についても、必要に応じ、関係機関と協議を行い対応しております。今年度は、令和７年１０月３１日に合同点検を実施し、事故があった踏切付近の現地確認・点検を行っております。

事故があった箇所は県道であり、郡山土木として必要な対策は実施済みであるとのことですが、さらなる安全対策について郡山土木等に要望してまいりたいと考えてお

ります。

交通安全教育につきましては、西和警察署にお越しいただき、小学校２年、３年、４年生を対象に交通安全教室を行っております。

以上です。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　私の方から、交通安全対策の観点から質問にお答えします。

人的な対策としまして、交通安全協会安堵分会また交通安全母の会、防犯推進協議会等の会員の皆様方に引き続き立哨活動を実施していただいております。また下校時にも立哨活動を実施していただいておりまして、併せて公用車にて青色防犯パトロールも実施しております。

春と秋の交通安全期間には西和警察署も参加いただいておりまして、交通安全のパトロール等の強化にあたっていただいております。

引き続き、児童の安全を守るために、交通安全対策また防犯対策の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　答弁ありがとうございます。当該県道１０８号線につきましては、４年前に新たに整備をされ、その後ＪＲの踏切が拡幅工事されて非常に利用しやすく、便利になったなという感じはいたしますが、当初より当該横断歩道につきましては、自動車の交通速度も大変危惧されておりました。そして、当時も保護者の皆さんや関係団体からも、安全対策が取れないかということが上がっていたというふうに聞いております。

今般も、関係方面そしてボランティアの皆さんや交通安全協会、防犯協議会、安全パ

トロール、防犯パトロールなどを通じまして、取組が強められていたさなかに起こりました。

合同点検も昨年１１月に実施済みということで、この場所に立ち会いをして、されましたが、県からは対策済みということで、いいお返事はなかったというふうな回答でした。

今回の事故は、ドライバーであります当該運転士、これの責に大きな責任があると。人命救護措置や前方確認、一旦停止、様々な交通ルールに違反して逮捕されたということでありました。ドライバーの責による事故だと言ってしまえばそれまでなんですが、やはり当該場所は危険なＪＲの踏切、そしてこの横断歩道と。将来的には斑鳩町高安方面にも、この県道が延ばされるというような交通の要衝でもあり、そうなれば車の流入なども増え、そして交通速度なども速くなるというふうに危惧しております。

何としても、今回の事故を二度と繰り返さないために、現状で維持ではなく、少しでも設備的にも人的にも向上させる、こういった取組が啓発活動を通じて必要になってくるかと思います。

そこで伺います。必要な安全対策は実施済みだということじゃなくて、やはり保護者の方からは、今回も小泉苑の保護者の方、あつみ台の保護者の方。小泉苑の保護者の方は私が直接聞いて、信号設備の設置や道路標識の設置。そしてあつみ台の保護者の方は西和警察に、要望書を上げられていると。しかし教育委員会では、その中身は掴んでおらないというふうに聞いております。こういった保護者の願いもありますので、是非とも対策を実施していただきたいと思います。

考えられる対策としまして、まず信号設備の設置などを求めていきたいのですが、信号設備につきましても、絶えず横断者が渡る横断歩道ではありませんので黄色の点滅、道路側は黄色の点滅で、歩行者側は押ボタン式の横断信号というようなことが考えられますし、そしてその横断歩道は、踏切から向かって下りこみになっておりますので、小泉苑の方の芳野牧場南側の方は、急なカーブになっております。非常に危険な箇所でございますので、路面の赤色カラー塗装や、そしてハンプ式というので速度を抑制する方法、また歩道橋。コストが大変かかりますが、差し当たりできるのは、やはり路面のカラー塗装。安堵町内でもグリーンベルトや、そして赤色危険レッドゾーンの表示を数多く採用されて実施されております。

その点の具体策についてありましたら、廣瀬部長の方でお願いします。

事業部長（廣瀬好郁）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁）　自席から失礼いたします。今、上林議員がおっしゃられました物理的な対策についてでございます。信号機等については、交通量等もありますので、警察の方で現段階では必要ないという判断をされてると思います。あと、ハンプとか赤色路面カラー舗装ですね、そういったことは、ハンプにつきましては段差が生じます。段差が生じることで、住居も近くにありますので、また車の振動等で付近の住民さんに迷惑がかかることも考えられます。

ですので、まず路面のカラー舗装等できることから西和警察の方、奈良県の郡山土木事務所の方へは要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　様々な制約によりまして信号は難しいと。そして、路面のハンプというのも騒音の関係で、騒音の関係がありますが、いろんな多くの場所でされてるんで、それほど発生しないのではないですか。

事業部長（廣瀬好郁）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁）　自席から失礼いたします。やはり段差が生じるということは、大型とか１０トンダンプも通るわけですから、やはり付近住民さんには、かなり迷惑かかるのではないかと考えております。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　廣瀬部長の方から、路面のカラー塗装など具体的な対策について申し入

れていきたいという御回答がありました。

そして、教育委員会の方で具体的な対策を、同じ町内ですので一緒に併せてやったらいいと思うんですけど、どのような対策を挙げられるというふうにお考えでしょうか。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹）　自席から失礼します。学校におきまして子どもたちに、信号機がない場所においても、横断歩道においても、まず一旦停止。車がしっかり止まってから渡るとか、そういった交通安全の、言うたら指導を子どもたちに教えていきたい。そういうことをしていきたいと思います。

それと、この事故が起こってから一度、関係機関や、それからＰＴＡ、学校が協議を行っております。西和警察署の方が取りまとめて、今後どういったことができるかということの報告を今現在待っているところです。

以上です。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　学校で、必要な安全教育を施されているということで、先ほどルールの改正等もありますので、２年生・３年生・４年生に限らず全学年で、中学校も含めて自転車通学、是非とも交通安全ルールの教育の徹底というのを図っていただきたいですが、いかがでしょうか。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹）　今、上林議員がおっしゃるとおり、自分の命を自分がしっかり守るという観点から、自転車通学の方も中学校、始まりますし、そういったことを小中学校

の方で丁寧にやるように、また指導していきたいと思います。
以上です。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　非常に大きな事故で、女児生徒におかれましては現在もまだ療養中と伺っておりますが、それで生徒に対する取組など、何かしておられましたらお願いします。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹）　事故後ですが、学校の方からですね、奈良県警の方に要請を行い、奈良県の県警の被害者支援室の方から学校に来ていただき、１年生に対して約３０分から１時間程度の、いろんなストレスを逃がすような研修とかをしていただきました。
そのおかげもあって、ＰＴＳＤ心的ストレス障害等をですね、発症した児童そういった報告はありません。
以上です。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　奈良県の方から心理カウンセラーですかね、そういう形でされてるということですが、当該女児も含めまして関係者十数人おられて、その事故を目の当たりに目撃したということで、その児童らに対するショックの手当てというのも必要になろうかと思いますが、その辺は対策をされておられるんでしょうか。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹）　今、お話させてもらったように、そういった生徒も含めて全体への指導、心のケアを行ったところであります。また養護教諭や担任の先生方がですね、細かな子どもたちの声にしっかり耳を傾けて対応してきましたので、そういった形になっております。

以上です。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　心のケアと、そして当該横断歩道の改良、そして人的な面での教育の促進、こういったことを併せ持って、やはり安全性向上に繋がると考えますので、具体策を上げるというふうに廣瀬部長から、そして教育長も、そういう方向で一緒にまとめていただいて、県交通警察や公安委員会、西和警察、県土木事務所、関係諸団体に今、保護者のそういう要望も上がっておりますので、まとめていただいてしっかりと、検討するではなく、まとめてしっかり対策を挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（近藤晃一）　上林議員、まず、この今、御質問の内容はね、こないだ事故が起こった所に対しての安全対策というところの質問やというふうに認識してまして、だんだん質問内容がずれていってるように思うんですけども。

まず、そこが１点と、もう一つは、この今回の事故が、信号があったら防げたか、あるいは安全対策ができてたら防げたか。というところから言いますと、どうも運転者の責任が課題であると。冒頭でおっしゃったように。

そこから言いますと、やっぱりモラルの問題であるとか、そういうところの啓発も必要ではないかというふうに思いますので、少しちょっと質問の方法を変えていただかんと、ちょっとずれてるように思うんで、修正をお願いしたいと思います。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　いくら注意をしてても人間はミスを必ずします。ですので、そういった場合に最悪の事態が起こらないようにということで、対策を実施していただきたいと思います。

あと、総務部の方からは、安全対策について防犯パトロール等をやっていただいてるということですが、何か対策的なことは取られるんでしょうか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　自席から失礼いたします。今回の事故を受けまして、今後ですね、当然、交通安全パトロール等々に強化していくというのは先ほど申し上げたとおりでございます。事業課あるいは教育委員会とも庁内の連携を密にして、そしてまた議員おっしゃったように西和警察署また郡山土木事務所とも綿密に連絡を取りながら、対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　是非とも各部署連携を取りもって、対策を講じていただきたいということをお願いしまして１問目を終わります。

議長（近藤晃一）　はい。続きまして「子どもの虐待について」の答弁を求めます。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井住民生活部長。

（勝井住民生活部長　登壇）

住民生活部長（勝井　顯）　住民生活部　勝井でございます。上林議員の２問目「子どもの虐待について」答弁させていただきます。

「（１）町内の児童虐待の現状について」です。町内の児童虐待の件数としては、要保護世帯で令和５年度が１２世帯、令和６年度が９世帯です。要支援世帯数で令和５年度が１１世帯、令和６年度が１４世帯。相談件数は令和５年度が１０件、令和６年度が９件となっております。

続いて「（2）児童虐待防止の普及と啓発について」です。「①妊娠期・乳幼児期からの支援」については、健康福祉推進室事業の妊娠届け出から、乳幼児健康診査など、母子保健事業と子ども家庭推進室の子育て支援事業を両輪として、相互に連携情報を共有しながら、一人ひとりのお子さんの発育・発達状況の支援を基本とし、子どもの育つ環境をアセスメントし、子育ての困りごとや不安や悩みに対し、対応しております。

虐待に関するリスクがあると判断した家庭には、通常の子育て支援よりもきめ細やかに対応しております。

「②早期発見・対応」から「⑤相談・相談窓口」までは、まとめてお答えします。虐待の早期発見・対応には、子どもが所属する各関係機関の日常における観察や気づきが重要となっております。地域皆で見守る体制として安堵町要保護児童対策地域協議会を組織しておりまして、構成メンバー全員が参加する年１回の代表者会議、ケースの情報共有・交換で年４回開催している実務者会議、ケースごとに随時開催しておりますケース会議の３層構成になっております。

安堵町の児童虐待相談窓口は子ども家庭推進室になっておりますが、奈良県中央子ども家庭相談センターも窓口で受け付けております。

市町村には令和６年度から、子ども家庭センターの設置に努めなければならないとされており、安堵町では子ども家庭推進室に機能設置の形で体制づくりを行いました。

安堵町子ども家庭センターのセンター長に、子ども家庭推進室課長。統括支援員に、健康福祉推進室主幹。子ども家庭支援として、子ども家庭推進室に保健師・保育士を配置し、健康福祉推進室の保健師は母子保健機能として兼務しております。

２週間に１回以上、要支援家庭や要保護家庭の現状の確認及び対応の方針などについて話し合う場を設けております。

母子保健と子育て支援を一体的に機能させることによりまして、虐待への対応を強化するとともに、予防や未然防止に力を入れておるところでございます。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　ありがとうございます。体制につきましては、しっかりと要保護児童対策協議会という組織をピラミッドにして、頭にして母子保健、そして児童福祉という両分野で協力して、こうされてるというふうに伺いました。その中で今、部長がおっしゃいました要保護世帯・要支援世帯・相談件数。それぞれ足せば５年度６年度、３０件ずつぐらいあるんですが、この要保護とはどういう意味か。要支援とはどういう意味か。相談とはどういう意味ですか。

そして、この件数について、内容について、どのように思われておられますか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　自席から失礼いたします。要保護世帯・要保護支援についてですけども、こちらについては児童虐待防止等に関する法律の第２条で規定されておりまして、要件が、身体的・性的・心理的・ネグレクトの四つの要件がございます。

その状況によりまして、内容によりまして、要保護世帯あるいは要支援世帯と二つに区分されておるところでございます。

こちらの相談件数につきましては、虐待があるという通報を基に、要保護世帯・要支援世帯と把握させていただいた件数でございます。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　この件数は、小さな町としまして決して少なくはないというふうに感じております。いろんな背景があると思いますが、格差の拡大や、そして、ひとり親家庭、そして孤立などがあるんですが、様々な要因があると思いますが、虐待が近年増加傾向にあるというふうに聞いております。

それで、要保護世帯のうち、一時保護というのはあるんでしょうか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　ここに挙げさせている件数すべてではないですけども、このうちに保護の世帯も含まれております。
以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　一時保護になった場合は、どのような取り扱いがされるんでしょうか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　子ども家庭センターの方で保護になるということです。
以上でございます。

６番（上林勝美）　ちょっと聞こえにくかったのですが。

住民生活部長（勝井　顯）　子ども家庭センターの方で保護、施設の方で保護になります。
以上です。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　子ども家庭センターの方で、施設の方へ送るという内容で、そういった

非常に厳しい状況の児童もおられるというふうに認識をいたしました。

そこで伺います。安堵町要保護児童対策地域協議会とは、どのような構成になっておりますか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　安堵町における、要保護対策地域協議会の構成機関でございます。奈良県中央子ども家庭相談センター、奈良県中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、西和消防署。安堵町内では、民生児童委員協議会、人権擁護委員、町医師、町歯科医、小学校、中学校。行政からは、副町長、教育長、住民課、健康福祉推進室、こども園、子ども家庭推進室となっております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　非常に多くの関係団体が入って構成をされております。その中で、年に１回の代表者会議、そして年４回の実務者会議、そしてケースごとにケース会議というのが３層構造であるんですが、ケース会議とはどのような対応されてるんでしょうか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　ケース会議は個別のケース、それぞれいろんなケースがございます。それぞれを担当する者が、個々の状況に応じて参集するものでありまして、ケースの問題点や課題をアセスメントして支援計画を立案・評価しております。

緊急的な対応を必要とする場合もあり、実務者会議のメンバーとも協議を行い、また身体的虐待などが疑われるケースの場合は、安全安心課とも相談しながら対応して

いるところでございます。
以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　安堵町の児童虐待への対応で、特筆すべきことはありますか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　安堵町での児童虐待の対応は、通告を受けてから支援が始まるというより、母子保健や子育て支援事業の中でリスクがあると判断して支援を始めているケースが多く、近所の方が泣き声等に気づいて奈良県中央子ども家庭センターや子ども家庭推進室に通告がありましても、その通告はすでに把握している家庭となっており、このことは早期把握に繋がっていると評価できると考えております。
繰り返しになりますが、子ども家庭センター内で２週間に１回以上、要支援家庭や要保護家庭の現状の確認及び対応方針などについて話し合う場を設けていることで、対応しているところでございます。
以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　母子保健と児童福祉、子ども支援の関係者が力を合わせて対応してるということで、２週間に１回以上、要支援・要保護家庭を訪問し、様子を伺いに行ってるということをお聞きしました。
そこで、２３年の橿原市の４歳女児の虐待死亡事故では、県と橿原市が協議をして対策委員会を設けまして、当時の児童相談所というのが全員、会計年度任用職員であったと。キャリアも短くて、なかなか件数も多くて対応しきれなくて、その女児の異

変を見逃していたということで、やはり、その面の強化を図らなければならないということで、県も橿原市も体制の強化に乗り出しているというふうに伺っております。
安堵町でも、子ども家庭推進室、健康福祉推進室そういった中で協力してやっておられますが、子ども家庭センター、昨日、設置ということで、独立したその部屋とかという形ではなく、普段のそういう母子保健とか、社会福祉・児童支援活動を通じた中で、こういうことを２週間に１回ほど行かれてるということで、会計年度の方もおられます。体制としては十分でしょうか。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　体制といたしまして、今の現状で、兼務にはなりますが対応できると考えております。
以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　対応できるということなんですが、きめ細かな対応ということで、悲惨な事故、悲惨な案件を起こさないためにも体制強化が、という声も上がっておりますので、是非ともその点を御検討いただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

議長（近藤晃一）　続きまして「時間外勤務に対する手当等の未払いについて」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長　登壇）

総務部長（吉田一弘）　それでは、上林議員の質問にお答えいたします。

時間外勤務は、所属長の命令に基づき適正に運用を行っているところでございます。御指摘のようなサービス残業の事例については、本町では該当がないと認識しております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　愛知県半田市が公表している資料によりますと、始業前の準備、終業後の後片付け、ごみ出し。こういったことなども業務の範囲内だというふうに判断されたようですが、本町で同様のことが勤務時間外に行われている実態はありますか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　自席から失礼いたします。本町の職員の勤務時間というのは、午前８時３０分から午後５時１５分これが基本となっております。職員が出勤して８時半になるまでの間にパソコンの電源を立ち上げたり、あるいは机の鍵を開けたり、ロッカーの鍵を開けたり、そうした準備行為は日常行っているというふうに認識しております。

また、就業時間後の後片付けにつきましても、これを行っているという職員は、おるというふうに認識しております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　実態としまして、業務遂行に必要な準備行為というのは、給与の対象に

なるのではないですか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘）　時間外勤務というのは、上司の所属長の命令に基づいて、またその指揮監督下で行われるというものでございます。時間外勤務命令がない状態での勤務というのは、時間外手当の支給対象にはならないというふうに認識しております。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　所属長の時間外命令に基づくということ、おっしゃるとおりなんですが、時間外命令を受けずに業務を行っている実態はありますか。

総務部長（吉田一弘）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘）　例えば役場も５時１５分になればチャイムが鳴ります。チャイムが鳴ってすべての職員が即座に業務を終えているというわけではございません。その後、短時間あるいは５分、１０分。キリのいいところまで業務をして終えるという実態はあろうかと思います。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　愛知県半田市でも、長年の慣例や習慣などによりまして、公益通報委員

会が内容を精査して聞き取り調査をした中で、やはりそれが勤務時間内にあたると。時間外労働にあたるということで１，０００人以上の職員が、そういう未払いだったという結論が出ております。

時間外命令に基づくとおっしゃいますが、暗黙、明示の命令ということで作業の準備行為。当該作業を必ずしなければ仕事ができないという場合は、当然仕事にあたると思いますので、時間外勤務手当を支払うべきだというふうに考えます。

例えば、先ほど述べましたように、パソコンの立ち上げは業務に必要なもんです。ですので、それもやはり準備行為にあたるし、ロッカーを開けたり開錠したり、また職場の清掃や、ごみ出し。そして手元金庫の、保管の金庫の移動といったことも、それ以外にも、仕事が始まる前のミーティング、打ち合せなども、着替え、更衣の時間もあたるというふうに厚生労働省は言っておりますので、そういう実態はないでしょうか。

９番（森田　瞳）　安堵町は、ないって総務部長答弁で言うたやろ。しつこいで。安堵町は、ないねんやろ。そういった実態は。職員のモラルのことの問題やんか。いちいちそんなことで一人ひとり監視できへんやんか。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

町長（西本安博）　それをシビアにやりますとね、８時半から勤務時間やと。しかし、いろんな立ち上げとか準備をやる。だったら窓口は９時からということになってきますで。

それで、今度は終わりも５時１５分。きちっと終わろうと思ったら、もう窓口も５時で終わる。他のところも全部５時で終わる。あとは片付けをするということで、これが果たして常識の範囲内で住民の理解が得られるのかどうか。これは我々は考えていかないかん問題やと思います。

機械的にやれば、そういう話になるんですけれど、果たしてこういう、ほんまに住民との直接の、いろんな顔の見える仕事の中で、そんな割り振りができるのかどうか。これは、やっぱし、いわゆる現実の話として考えていかないかんと思います。

大きい町であれば、それも通るかわかりませんが、この町では、やはり私はそういう話は通らないと思いますんで、やはり現実に即した対応が必要かと思います。

以上でございます。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　町長おっしゃるとおりで、昔から昭和の、私も昭和生まれですので、そういう昔の慣例とかということで、このぐらいはええやんかということでやってきたのが愛知県半田市です。

そして今、町長おっしゃいましたように、住民サービスが削られるのではないかということをおっしゃるわけですが、奈良市は、

議長（近藤晃一）　上林議員、すみません。お話し中ですけども、安堵町の実態について議論をいただきたい。今まで例に出されてるのは、すべて他町でありますので、この安堵町で問題があるかないかを議論いただきたいのと、もう一つは、１分１秒を残業と見るのか。そういう残業を申し出るような体制になってないのか。あるいは体質として、そういうことがないのか。というのが未払いである大きな問題だと思いますのでね。その辺の議論をちょっと噛み合うように議論していただかんと、１分１秒が残業かどうかという議論ではないと思いますので、そこら辺はちょっと整理して質問をお願いしたいと思います。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　奈良市のことを言って恐縮ですが、奈良市は勤務時間、住民対応を９時５時という形で、その前の準備作業とかを勤務時間内にできるように、また後作業についても勤務時間にできるようにしている。大きな都市ということでありますけどね、そういうふうにされております。

小さな町が、それでいいのかどうかということもあるんですが、厚労省のマニュアルでは、やはりそういったものは時間外勤務命令を出さなければならないというふうに法令上は、なっておりますので、その点をしっかり考えていただいて今後の施策に生かしていただきたいことをお願いしまして、質問を終わります。

議長（近藤晃一）　はい。以上で、上林議員の一般質問を終わります。

議長（近藤晃一）　以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は３月１８日、午前１０時開会です。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散　会

午後　０時１７分
